

「西海国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」の概要

1. 背景

西海国立公園における自然公園法第20条第3項第11号の規定に基づき定められている、特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない、環境大臣が指定する高山植物その他これに類する植物（以下、「指定植物」という。）については、昭和56年3月23日環境庁告示第34号により告示され、変更のないまま現在に至っている。その間、植物分類学や地域フロラ研究の進展があり、また開発、採取等による個体群への圧力が加わり続け、種によってはその生育状況が大きく変化したものもある。そのため、告示以降の当該公園に生育する植物の現況把握を行うとともに植物に深い知見を有する地元有識者に対して実施したヒアリング結果をふまえ、指定植物の見直しを行い、西海国立公園の風致及び生物多様性を構成する重要な植物種の保全を図るもの。

2. 指定する植物種数

新たに指定する植物種数、指定から削除する植物種数、継続して指定する植物種数及び指定する総植物種数の内訳は、以下のとおり。

- 新たに指定する植物種数 57 種
- 指定から削除する植物種数 25 種
- 継続して指定する植物種数 108 種
- ※区分による2種増、削除による25種減を反映した種数
- 指定する総植物種数 165 種

3. 種の指定理由

○新たに指定する植物種

既存文献等による調査及び有識者へのヒアリングの結果により、西海国立公園内で生育が確認できた植物種を母集団として、西海国立公園の既指定植物を除いた、指定植物選定理由に該当する57種を新たに指定する。

○指定から削除する植物種

既存文献等による調査及び有識者へのヒアリングの結果により、西海国立公園の既指定植物のうち、自然分布していない種、採取の恐れが少ない種などに該当する25種を削除する。

○継続して指定する植物種

植物分類学上の整理に伴い科名及び種名の記載を改めるとともに、種名の後に括弧書きで○○○も含むとしていた種のうち2種を個別に指定することとしたため、現行の131種に2種加えた133種から、削除する25種を差し引いた108種を継続して指定する。